## 田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**り** 

◇ 告 示

ページ

○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【 環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市告示第386号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和6年9月19日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定する形質変更時要届出区域北九州市小倉北区魚町四丁目28番1及び153番1の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物